

地方公共団体の基幹業務システムの 統一・標準化に関する今後の取組について

2023年9月

デジタル庁

1. 標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について
2. 標準仕様書の運用等のために検討すべき点について
3. 指定都市要件見直しの対応方針について
4. 標準準拠システムへの移行支援等について

- 1. 標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について**
2. 標準仕様書の運用等のために検討すべき点について
3. 指定都市要件見直しの対応方針について
4. 標準準拠システムへの移行支援等について

1. 標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について

■ 標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について

- 標準仕様書の改定に当たっては、地方公共団体及び開発事業者の予見可能性を高め、標準化対象事務のシステム全体として、安定的に開発、調達及び運用を行っていく必要があることから、改定の時期等について、以下のとおり、基本的な考え方を整理する。

整理内容

1. 標準仕様書の改定に伴う地方公共団体及び事業者の負担を軽減するため、**原則として適合基準日の1年前までに見直し内容を反映した標準仕様書に改定する。**
ただし、制度改正等の事情により、**適合基準日の1年前までの標準仕様書の改定が困難な場合**については、**制度改正等の検討段階から、以下の（１）～（３）の対応を行うこと。**
 - （１）制度改正等の検討段階から、開発に手戻りがないよう、**広く開発事業者等に影響を確認すること。**
 - （２）**標準仕様書の改定内容を検討会等で、地方公共団体及び開発事業者と検討すること。**
 - （３）**検討した内容を標準仕様書の改定案として公開すること。**
2. **移行支援期間（令和7年度まで）における標準仕様書の改定への対応**については、令和7年度までの適合が**制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き**、令和8年度以降のシステム改修時において、標準に適合させることとし、**標準仕様書の改定の際は、令和8年度以降に適合基準日を設定することとする。**
3. **標準仕様書の改定は、原則として、8月31日又は1月31日**に行うものとする。

※適合基準日：基幹業務システムにおいて、標準仕様書に定める機能要件等について、適合するものとする基準日。

1. 標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について

整理内容

4. **データ要件・連携要件標準仕様書**については、**各業務の標準仕様書の改定後1ヶ月後を目途として改定**を行う。
5. なお、標準準拠システムの開発過程等で生じる事業者等からの標準仕様書の**解釈の確認や疑義**等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、**以下の（１）、（２）の方法により、随時対応**することとし、事業者等との認識共有を図る。
- （１）標準準拠システムの開発過程等で生じる事業者等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応
- ・ **事業者等からの疑義等について**、デジタル庁及び制度所管省庁は、**標準化PMOツールで対応**する。
 - ・ デジタル庁及び制度所管省庁は、当該疑義等に対して速やかに解釈等を回答し、必要に応じて標準化PMOツールのFAQとして公開すること。
 - ・ また、当該解釈等を標準仕様書に補記する場合は、次の（２）正誤表の公開の対応を行うこと。
- （２）正誤表の公開
- ・ 標準仕様書の**解釈等の記載や誤記の訂正**については、**標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、正誤表で対応することが**できる。正誤表は、デジタル庁が別途定める様式を用いて、標準仕様書の版数単位で作成することとし、標準仕様書のファイル名に更新日付を含める等、訂正があったことが確認できる形で公開すること。
 - ・ なお、正誤表で対応可能な範囲については、「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」における訂正・補記のみとする。

1. 標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について

■ 標準仕様書の改定・運用についてのまとめ

改定の内容	改定の時期	改定にあたり考慮すべき点
制度改正等により標準仕様書を改定する場合 (原則)	適合基準日の1年前までに改定	標準仕様書の改定は、8月31日又は1月31日に行うものとする。 機能要件等の適合基準日は、改定日の1年後以降とする。
制度改正等における施行日に時間的余裕がない等の特段の事情がある場合 (例外)	適合基準日の1年以内に改定	制度改正等の検討段階から影響を確認し、事前に改定内容を公開する等、地方公共団体及び開発事業者が対応できるよう配慮すること。

- 適合基準日は、基幹業務システムにおいて、標準仕様書に定める機能要件等について、適合するものとする基準日。
- 標準仕様書の解釈等の記載や誤記の訂正については、随時、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、正誤表で対応することができる。
- 移行支援期間（令和7年度まで）における標準仕様書の改定への対応については、令和7年度までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和8年度以降のシステム改修時において、標準に適合させることとし、標準仕様書の改定の際は、令和8年度以降の適合基準日を設定することとする。

1. 標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について
- 2. 標準仕様書の運用等のために検討すべき点について**
3. 指定都市要件見直しの対応方針について
4. 標準準拠システムへの移行支援等について

2. 標準仕様書の運用等のために検討すべき点について

- 標準準拠システムへの移行が本格化することを踏まえ、標準仕様書の運用に係る課題について、以下のとおり、方針を整理することとする。

整理方針

1. 適合確認について

データ要件・連携要件に係る円滑な適合確認の実施のため、**令和5年9月中を目途に適合確認ツールを作成し、早期に適合確認試験の実施を目指す。**

また、データ要件・連携要件標準仕様書の改定に伴う適合確認ツールの改修及び適合確認試験の実施予定日等の運用方針については、デジタル庁及び総務省で協議の上、早期に別途定める。

2. 文字要件について

文字要件の運用について、**令和6年度からの同定マップの本格運用**に向け、**令和5年度中に地方公共団体における文字同定作業の全容**を明らかにする。

また、令和5年度中に文字同定作業等に係る実証事業を行い、検証内容を示すほか、デジタル庁が定める行政事務標準文字の管理や地方公共団体における運用上の課題等への対応について、令和5年度中に具体的な対応方針を明らかにする。

1. 標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について
2. 標準仕様書の運用等のために検討すべき点について
- 3. 指定都市要件見直しの対応方針について**
4. 標準準拠システムへの移行支援等について

3. 指定都市要件見直しの対応方針について

■ 令和4年度（2022年度）：指定都市要件の調整概要

- 標準仕様書の令和4年8月の公表を受けて、指定都市からデジタル庁に対し、機能要件等の見直しについて要望。
標準仕様書の作成・更新は、各制度所管省庁が実施するところ、令和4年度においては緊急的な対応として、デジタル庁主導の下で、指定都市20市（情報政策担当課、各業務担当課）及び指定都市向け標準準拠システムの開発予定事業者とともに、点検作業を実施。
- 点検作業は、デジタル庁において、指定都市市長会の協力の下、各業務の標準仕様書に対する意見照会結果（20業務の指定都市からの意見合計：11,300件）を基に、以下の要件を踏まえて、指定都市要件としての精査を実施。
 - ① 機能要件等について、複数の指定都市（実装必須機能：過半数、標準オプション機能：4市以上）の同意を得ること
 - ② 当該機能要件等について、事業者の実装予定が2社以上あること
- 指定都市・事業者・デジタル庁による調整結果として、以下のとおり整理（合計：2,670件）。
 - 「成案」（①及び②の要件を満たすもの） 663件（24%）
 - 「再検討」（いずれかの要件を満たさないもの） 1,903件（69%）
 - 「不採用」（標準として実現可能性がないもの） 104件（4%）
- 「成案」とした663件について、各制度所管省庁に対し、令和5年3月末を目途に各業務の標準仕様書に反映するよう依頼。
「再検討」とした1,903件については、次年度以降に検討することとした。

3. 指定都市要件見直しの対応方針について

- 令和5年度上半期において、指定都市市長会をはじめ、**複数の指定都市から指定都市要件の更なる見直しについて、デジタル庁に要望。**（次頁参照）
- 今般の地方公共団体情報システム標準化基本方針改定案において、「標準準拠システムへの移行作業については、円滑かつ安全に実施されるよう、できる限り前倒すことによる移行時期の分散が必要となることから、国は、令和5年度（2023年度）において、地方公共団体が早期に移行計画の策定や移行先システムに関わる事業者の決定を行えるよう支援する。」とされたことを踏まえ、**指定都市要件に係る最終的な課題解決を図り、指定都市における円滑かつ安全な標準準拠システムへの移行を実現する必要。**

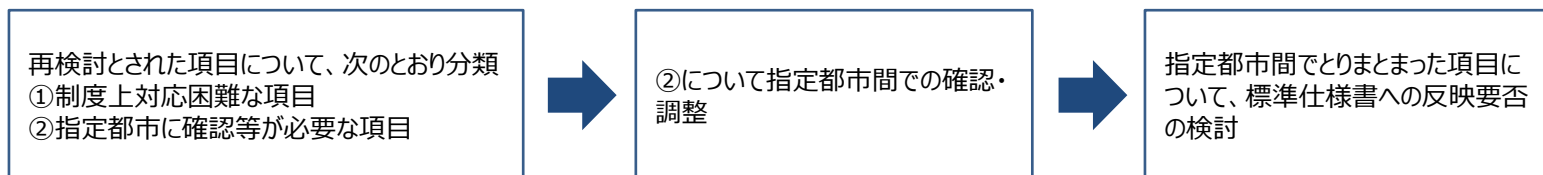


■ 令和5年度（2023年度）：指定都市要件見直しの対応方針

標準仕様書の作成・更新は、各制度所管省庁が実施するところ、令和5年度においても、昨年度からの継続的な取組として、以下の方針で指定都市要件の見直しを行う。

- 令和4年度（2022年度）の協議において、**再検討とされた項目（1903件）について、令和5年度（2023年度）内に標準仕様書への反映要否を固めるため、各制度所管省庁における検討状況も踏まえつつ、指定都市及び事業者の協力の下、デジタル庁と制度所管省庁が連携して最終的な精査を行う。**

【精査の骨子】



- 具体的な実施方法については、9月中旬にデジタル庁から各制度所管省庁に提示する予定。

3. 指定都市要件見直しの対応方針について

■ 令和5年7月26日 指定都市市長会要望

『指定都市規模のシステムの移行には十分な期間と事前検討が必要となることから、再検討とされた指定都市要件について早期に標準仕様に反映するとともに、当該要件を含む標準準拠システム、共通機能及びガバメントクラウド等の要件を早期に確定し、情報提供を行うこと。』

◎ 指定都市要件に関することを抜粋

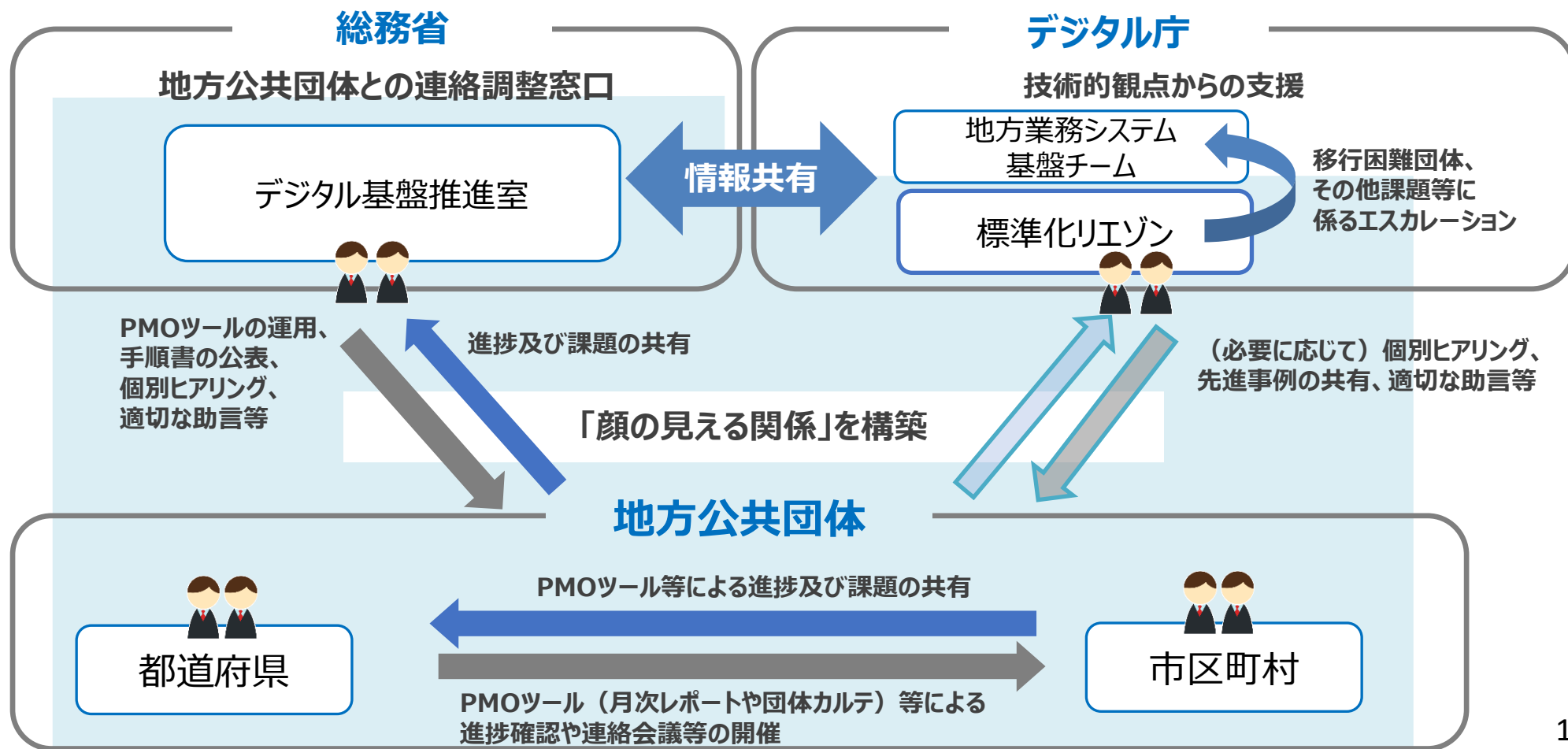
1. 標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について
2. 標準仕様書の運用等のために検討すべき点について
3. 指定都市要件見直しの対応方針について
4. **標準準拠システムへの移行支援等について**

4. 標準準拠システムへの移行支援等について

- 標準化基本方針に基づく移行支援期間において、各地方公共団体の進捗確認や課題把握を通じた技術的側面からの支援のため、各地方公共団体との連絡調整窓口を引き続き総務省が担当するとともに、デジタル庁は各都道府県からの派遣職員等による支援体制（以下「標準化リエゾン」という。）を構築する。
- 総務省及び標準化リエゾンは、都道府県連絡会議等により、地方公共団体と「顔の見える関係」を構築し、都道府県連絡会議等により得た情報に基づき、技術的観点からの移行困難支援についての橋渡しを担う。

【移行支援体制の関係図】

(凡例) □ : 都道府県連絡会議、 ➡ : 標準化リエゾンに関連、 ➡ : その他



4. 標準準拠システムへの移行支援等について

- 標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を実現するため、デジタル庁及び総務省において、令和7年度末までの各地方公共団体における標準準拠システムへの移行を想定した作業スケジュールの目安として、以下のとおり、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第2.0版】」に記載の作業項目を基礎とした、移行推進マイルストーン（移行目標目安）を設定している（※）。
- **制度所管省庁と連携し、移行推進マイルストーンに基づいて、各地方公共団体の標準化の取組が円滑に進むよう、引き続き支援を実施。**地方自治体においては、移行作業の安全かつ円滑な実施や、移行時期のできる限りの前倒しに繋がるよう、遅くとも各目標期限までにそれぞれのステップに係る作業の完了を目指す。**各地方公共団体へは、基本方針改定後に実施する説明会等において、マイルストンの趣旨を説明し、PMOへの確実な入力について協力を依頼する。**

（※）「地方公共団体情報システムの統一・標準化に向けた取組の一層の推進等について（依頼）」（令和5年5月23日付けデ社第200号・総行デ第114号デジタル庁統括官付参事官(地方業務システム基盤担当)及び総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長から各都道府県及び各指定都市担当部長あて通知)

【移行推進マイルストーン】

- 令和5年度中に、フェーズ2（システム選定）まで完了することを目安とし、令和6・7年度における事業者によるデータ移行作業等について、できる限りの前倒しでの実施を図る。

移行段階	作業内容	完了期限 (目安)	作業項目 (ステップ) ※
フェーズ0 未着手	未着手の自治体を0にする	令和5年5月末	
フェーズ1 計画立案	Fit & Gap分析による課題の洗い出し	令和5年9月末	③ - 2
フェーズ2 システム選定	予算要求・財政部局等との調整	令和5年12月末	⑧ - 2
	事業者の選定・決定	令和6年3月末	⑩ - 2
フェーズ3 移行	システム移行時の設定	令和6年11月末	⑬ - 1
フェーズ4 移行完了	運用開始	令和8年3月末	-

※「作業項目（ステップ）」は、自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第2.0版】に示す作業項目。

4. 標準準拠システムへの移行支援等について

- 標準化基本方針改定案において、「移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについては、デジタル庁及び総務省において、当該システムの状況を十分に把握した上で、標準化基準を定める主務省令において、所要の移行完了の期限を設定することとする。」としたことを踏まえ、基本方針改定後、以下のとおり移行困難システム把握のための調査等を実施することとしたい。

【移行困難システムの把握等の流れ（イメージ）】

事前調査

- デジタル庁及び総務省において、個別開発システム、開発事業者撤退等により、移行困難と思われるシステムについて、都道府県と連携し、調査を実施。

ヒアリング

- 調査結果を踏まえ、必要に応じ、移行困難システムを抱える団体等に対し、個別にヒアリングを実施し、詳細な状況等を把握。

個別調整

- 調査及びヒアリング結果を踏まえ、必要に応じ、開発事業者と協議を行うなど所要の調整を実施。

全ての移行困難システムについて、円滑かつ安全な移行が可能な移行スケジュールを確認。